

大槌商工会

令和5年度会報 No. 1

上閉伊郡大槌町新町 38-1

TEL:0193-42-2536

FAX:0193-42-3424

www.shokokai.com/otsuchi

発行日：令和5年4月3日

【物価高騰対策】岩手県 中小企業者等事業継続緊急支援金

【事業概要】新型コロナウイルス感染症の経済への影響が終息していない中、エネルギー類の価格高騰や円安等により、大きな影響を受けている中小企業者等に対して、エネルギー類に係る経費負担の一部を軽減することにより事業継続に役立てていただくことを目的として支援金を支給する岩手県の事業です。

支給要件

3つの要件をいずれも満たしている必要があります

要件① [売上減少]

令和4年10月から令和5年3月までの期間のうち、いずれか1か月の売上が令和1年10月から令和4年3月までの任意の年の同月比で20%以上減少

要件② [エネルギー価格の上昇]

売上が20%以上減少した月に、事業のために支払ったエネルギーの単価が前年同月の単価と比較して増加している

要件③ [事業継続]

申請時点において事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること

エネルギー＝事業に要する電気、ガス（都市ガス、LPガス）、燃油（ガソリン、灯油、軽油、重油）等

大槌町が本店である法人、納税地が大槌町の個人事業主の方は大槌商工会が申請先です

対象者



県内に本店所在地(個人の場合は住所)がある中小企業者等



対象とならない事業者

- 大企業及びみなし大企業
- 農林漁業収入を主とする事業者
- 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- その他支給基準を満たさない事業者

支給額

法人等

15万円

個人事業者

7.5万円

※事業者単位での支給です(店舗等の事業所単位ではありません)

申請期間

令和5年3月20日(月)～
6月20日(火)

※当日消印有効

※執行状況によっては、締切を前倒しする場合があります

【対象となる業種】 複数の業種を営む事業者は売上が多い業種

中小企業者等事業継続緊急支援金

大分類	中分類 (又は小分類)
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業 (設備工事業を除く) 08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業 (家具を除く) 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
G 情報通信業	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業 (信書便事業を含む)

大分類	中分類 (又は小分類)
I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J 金融業、保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業 (保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業 (他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業 (他に分類されないもの)
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O 教育、学習支援業	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86 郵便局 87 協同組合 (他に分類されないもの)
R サービス業【他に分類されないもの】	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 (別掲を除く) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 (931 経済団体)(932 労働団体)(933 学術・文化団体)(939 他に分類されない非営利的団体) 95 その他のサービス業

※総務省「日本標準産業分類(平成 21 年 3 月 23 日告示第 175 号(平成 25 年 10 月改定))」に基づく分類であること

申請に必要な主な書類	法人	個人	
① 提出書類一覧表	●	●	様式は 大槌商工会 (HPにも) にあります
② 中小企業者等事業継続緊急支援金申請書兼請求書	●	●	
③ 支給要件確認表	●	●	
④ 誓約書	●	●	
⑤ 確定申告書の写し(所得税)【比較する月を含む事業年度のもの(⑥⑦も同様)】	●	●	ご用意 ください
⑥ 法人事業概況説明書の写し(2枚)	●		
⑦ 所得税青色申告決算書又は、白色収支内訳書の写し		●	
⑧ 売上減少が分かる売上台帳等(対象月のもの)	●	●	
⑨ 売上が減少した月と同月のエネルギー料金の請求書・領収証等の写し (令和4年10月分～令和5年3月までと、比較する令和3年10月分～令和4年3月までの対象月の請求書・領収証等)	●	●	
⑩ 履歴事項全部証明書の原本又は、写し(申請時から3ヶ月以内に発行されたもの)	●		
⑪ 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードの表面)の写しのいずれかひとつ (有効期限が令和5年6月20日までであるもの)		●	
⑫ 振込先が分かる通帳の表面と中面の振込先名がカタカナ表記のページの写し ※ネット銀行の場合は、金融機関名、口座番号、名義が分かるページの写し	●	●	

その他詳細は本会 HP (QR コードを読み込んでください) に掲載しています。

<https://www.shokokai.com/otsuchi/news/3004.html>

また、事務所に募集要項等を備えています。

【申請方法】商工会へ紙で提出(郵送でも可)

商工会では申請相談を行っています。なお、本店登記や納税地が町内ではない場合は申請先が違いますので予めご了承ください。



【物価高騰対策】運輸事業者運行支援緊急対策費 第2弾

岩手県より周知依頼がありましたのでお知らせします。

【事業概要】トラック事業者等における、燃料費価格高騰の影響を緩和し、貨物輸送の安全、安定した運行を支援するため、支援金を支給します。

《申請受付期間》 令和5年4月3日(月)～令和5年5月31日(水)

《支給対象事業者》

- ① 支援金申請書類提出時点において、貨物自動車運送事業に必要な許可、認可又は届出の全てを有し、県内で当該貨物自動車運送業を継続して営んでいる事業者
- ② 県内に本社を置く事業者又は県内に支店・営業所等を有する中小企業者
- ③ 岩手県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと

《支給対象車両》

- ① 支援金申請書類提出時点において、現に営業用として保有する被けん引車を除くトラック等
- ② 東北運輸局岩手運輸支局に登録されている車両であること

岩手県トラック協会 HP

《支援金額》= 交付申請のあった対象車両×23,000円

《申請先・問合せ先》

(公社) 岩手県トラック協会

(岩手県矢巾町流通センター南2丁目9番1号) 電話 019-637-2171



【新型コロナ対策】資金繰り支援について

各機関より相次いで発表となっているものをまとめました。

1. 日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付の申込期限延長

対 象 者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近 1 ヶ月間の売上高または過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含みます）の平均売上高が前 5 年のいずれかの年の同期と比較して 5%以上減少している方など、一時的な業況悪化を来している方
融 資 限 度 額	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金 8,000 万円
利 率（年）	1.3～2.3% ※3/23 現在 ただし、6,000 万円を限度として融資後 3 年目までは基準利率-0.9%、4 年目以降は基準利率
返 済 期 間	設備資金・運転資金ともに 20 年以内（うち据置期間 5 年以内）
担 保・保 証	担保：無担保 保証：別途審査
申 込 期 限	令和 5 年 9 月末（当初は令和 5 年 3 月末）
相 談 先	商工会もしくは日本政策金融公庫盛岡支店 国民生活事業
そ の 他	マル経融資、生活衛生貸付についても特別貸付があり同様に延長となっています

2. コロナ借換保証（信用保証制度）

制 度 概 要	新型コロナウイルス感染症の影響の下で債務が増大した中小企業者の収益力改善等を支援するため、借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応した信用保証制度です
対 象 者	コロナ禍でいわゆる民間ゼロゼロ融資等の借り入れを行ったものの、売上または利益率が 5%以上減少しており業況が厳しい事業者
保 証 限 度 額	1 億円
保 証 期 間	10 年以内（据置期間 5 年以内）
金 利・保 証 料	金 利：金融機関指定 保証料：0.2%（事業者負担）
取 扱 期 間	令和 6 年 3 月 31 日まで（予定）※信用保証協会に保証申込がなされたもの
相 談 先	岩手県信用保証協会 もしくは 各金融機関
そ の 他	・100%保証の融資は、100%保証での借換が可能 ・経営行動計画書の作成 ・金融機関の継続的な伴走支援

3. 収益力改善支援

制 度 概 要	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少や借入の増大に直面した中小企業に対し、中小企業活性化協議会が、今後収益力改善に向けた取組をどのように進めていくかをまとめた収益力改善計画（収益力改善アクションプラン＋簡易な収支・資金繰り計画）の作成を支援
対 象 者	金融支援要請の有無にかかわらず有事（資金ショート等）に移行する恐れのある中小企業
受けられる支援	収益力改善計画（収益力改善計画遂行中の行動計画（収益力改善アクションプラン）＋簡易な収支・資金繰り計画）の作成支援、リスケジュール等の金融支援の要請を行う場合には、1 年間の収益力改善計画となる
相 談 先	岩手県中小企業活性化協議会 商工会では制度の概要の説明、中小企業活性化協議会への取次、経営相談に対応しています

「小規模事業者持続化補助金」

措置内容

令和4年度第2次補正予算において、「一律に50万円の補助上限上乗せ」をします。（最大250万円）

免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する事業者（インボイス転換事業者）を対象に、全ての枠で一律に50万円の補助上限を上乗せし、販路開拓（税理士への相談費用を含む）を支援します。

	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補 助 率	2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は 3 / 4)				
補助上限	5 0 万円	200 万円			
インボイス 特 例	5 0 万円 インボイス特例の要件を満たす場合は、補助上限額に 5 0 万円を上乗せ				

【申請要件】

- 賃金引上げ枠 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者
- 卒業枠 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者
- インボイス特例 免税事業者のうち適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者

※過去の公募回において「インボイス枠」で採択され事業を実施した事業者は「インボイス特例」の対象外です。

※申請要件等の詳細は、「小規模事業者持続化補助金事務局」HP掲載の公募要領等をご確認ください。

活用例

《事例1》

[青字が対象経費](#)

古民家をカフェとして営業するため[厨房を増設](#)。加えて、地元飲食店との[コラボメニュー開発](#)や、地域住民の協力を得て、様々なイベントをカフェで開催した。売上は1.5倍程となり、地域のコミュニケーションの場となっている。

《事例2》

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、[高性能フライヤーを導入](#)。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として[地元メディアに広告を出稿](#)した。結果、コロナ禍でも新規顧客の増加、顧客単価アップに繋がった。

応募締切：【第12回受付】2023年（令和5年）6月1日（木）

【第13回受付】2023年（令和5年）9月7日（木）

※第14回受付締切のスケジュールについては事務局HPでご確認ください。



全国商会連合会
小規模事業者
持続化補助金 HP

https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

「ものづくり・商業・サービス補助金」

様々なメニューで、生産性向上を目指す取り組みを支援！

支援内容	補助上限 補助上限額は従業員に応じて異なる	補助率
通常枠 革新的な製品・サービス開発または生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資など	750 万円～ 1,250 万円	1/2、 2/3(小規模・ 再生事業者)
回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者（前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者）が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発または生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資など	750 万円～ 1,250 万円	2/3
デジタル枠 DX に資する革新的な製品・サービス開発または生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システムなど	750 万円～ 1,250 万円	2/3
グリーン枠 温室効果ガスの排出削減に資する取り組みに応じ、革新的な製品・サービス開発または炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資など	エントリー	750 万円～ 1,250 万円
	スタンダード	1,000 万円～ 2,000 万円
	アドバンス	2,000 万円～ 4,000 万円
グローバル市場開拓枠 海外事業の拡大等を目的とした設備投資など。海外市場開拓（JAPAN ブランド）類型では、海外展開に係るブランディング・プロモーションなどに係る経費も。	3,000 万円	1/2、 2/3(小規模・ 再生事業者)

大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例

補助事業終了後、3～5 年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を 1 0 0 万円～1, 0 0 0 万円さらに上乗せ（回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く）

活用例

《通常枠》

- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発
- ・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入

《デジタル枠》

- ・属人的な作業を省力化するため、顧客・受注・作業員を一体的に管理するシステムを導入
- ・AI を導入した高精度な自律移動型無人搬送ロボットの試作開発

《グリーン枠》

- ・炭素生産性向上が図れる製造装置を導入しつつ、従来から製造していた部品の高品質化
- ・「エコマテリアル」素材を導入し、環境負荷が少ないクリーンな製品の試作開発

《グローバル市場開拓枠》

- ・海外市場獲得を目的とした新製品開発のため、製造機械の導入や展示会への出展
- ・日本に来日する外国人をターゲットとした予約システムの開発

申請締切：

【14 次締切】2023 年（令和 5 年）4 月 19 日（水）
14 次締切後も切れ目なく公募実施予定です。

ものづくり補助事業公式 HP

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>



「事業再構築補助金」 (令和4年度第二次補正予算)

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための
企業の思い切った事業再構築を支援

類 型		対 象	補助上限 (最大)	補 助 率
最低賃金枠		最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な事業者	1.5千万円	3/4
物価高騰対策・回復再生応援枠		業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者	3千万円	2/3 (一部3/4)
産業構造転換枠		国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者	7千万円	2/3
成長枠		成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者	7千万円	1/2 (大規模賃上げ達成で2/3へ引上げ)
グリーン成長枠	エントリー	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者	8千万円 (中堅1億円)	【大規模賃上げ要件】 事業終了時点で ①給与支給総額+6%以上 ②事業場内最低賃金+45円 ↓ 賃上げ等へのインセンティブ ○大規模賃金引上 ⇒上限3千万円上乗せ ○中小企業などからの卒業 ⇒上限を2倍に引き上げ
	スタンダード		1億円 (中堅1.5億円)	
サプライチェーン強靱化枠		海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者	5億円	1/2

状況が厳しい
事業者向け

【第9回公募】

2023年(令和5年)3月24日(金)で締め切りました。

※第10回以降のスケジュールについては事務局HPでご確認ください。

事業再構築補助金 HP

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>



『持続化補助金』・『ものづくり補助金』・『事業再構築補助金』は
事業者と商工会が一緒になって計画を策定するものです。

計画策定について経営指導員、経営支援員による相談に応じています。また、
商工会員限定で事業計画策定に関した専門家指導を原則無料で受けることができます。

「インボイスの手引き」を配布しています

全国商工会連合会が作成した「インボイスの手引き」を商工会にて配布しています。数に限りがありますのでお早めに。

また、インボイス登録に必要な申請書も用意しています。申請期限は延長されて令和5年9月末となっていますが、登録事業者番号の発行に時間（郵送の場合約1～2か月）がかかりますのでこちらもお早めにご対応ください



冊子は2種類←

QUESTION

導入するか どうかは選べる？

ANSWER

導入するかどうかは選べますが、導入しない場合に、自社の取引にどのような影響があるか、あらかじめ考えておく必要があります。

基本的には事業者の選択になりますが、ご自身の課税の状況により、次のような選択肢が考えられます。

- 課税売上高1,000万円超 本則課税事業者** → 消費税納税額についてはこれまでと変わらないので、インボイス登録事業者になるという選択になるでしょう。
- 課税売上高1,000万円超 簡易課税事業者** → 消費税納税額についてはこれまでと変わらないので、インボイス登録事業者になるという選択になるでしょう。
- 課税売上高1,000万円以下 免税事業者**
 - 免税事業者のままでは
 - 本則課税事業者となる
 - インボイス登録事業者
 - 簡易課税事業者となる
 - インボイス登録事業者

免税事業者がそのままでは、消費税を納付する事業者になるかの判断基準は、次の3点です。

- ①取引先との関係
- ②売上高の減少
- ③消費税の納税額

※詳しくは18～19ページ。

取引先が、インボイスを導入してくれて言うてるかも。

消費税を納める分、収入が減るんじゃない？

消費税をいくら納めることになるの？

新規会員紹介

居酒屋みかドン（飲食業）本町
柏崎 浩美 さん

スナック 花みち（飲食店）大槌
三浦 英子 さん

伍大工業（鷹・鍛冶工）本町
五日市 孝行 さん

（社会福祉士）吉里吉里
芳賀 陽二 さん

（農業）大槌
上野 千鶴 さん

（不動産）大ケ口
飛田 啓章 さん

吉里吉里水道工事（建築設備）吉里吉里
古館 幸男 さん

シャーマゾン大幸（不動産貸付業）大槌
菊池 幸夫 さん